

大学共同利用機関法人自然科学研究機構研究基盤戦略会議規程

平成28年2月25日

自機規程第107号

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第13条に基づき、研究基盤戦略会議（以下「戦略会議」という。）の組織運営について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 戦略会議は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）における機能強化を推進するため、以下の事項について審議する。

- 一 機構の機能強化に関する方針の策定に関すること。
- 二 資源の再配分に関する方針の策定に関すること。
- 三 新たな組織の運営に係る評価に関すること。
- 四 その他機構の機能強化の推進に関すること。

(組織)

第3条 戦略会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 理事
- 三 副機構長
- 四 その他機構長が必要と認めた者

(議長)

第4条 戦略会議の議長は、機構長とする。

2 議長に事故があるときは、予め議長が指名する者がその職務を代理する。

(議事)

第5条 戦略会議は、議長が召集する。

2 戦略会議は、構成員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

3 戦略会議の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(庶務)

第6条 戦略会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、戦略会議

の議を経て機構長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年2月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。